

# 秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
字の区域の設置(九七二・市町村課).....	1
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(九七三、九七四・本荘保健所).....	1
結核予防法による医療機関の指定(九七五・本荘保健所).....	2
漁船損害等補償法による付保義務の発生(九七六・水産漁港課).....	2
大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(九七七、九七八・商工業振興課).....	2
道路区域の変更(九七九・道路環境課).....	3
道路の供用開始(九八〇・道路環境課).....	3
公告	
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部).....	4
県営土地改良事業の換地処分(由利地域振興局農林部).....	4
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)四件.....	5
選挙管理委員会告示	
政治団体の収支に関する報告書(一六二).....	7
その他	
平成十五年度宅地建物取引主任者試験の合格者.....	10

## 告示

秋田県告示第九百七十二号  
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、雄勝郡羽後町の区域内に次のとおり字の区域を新たに画する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十五年十二月五日

秋田県知事 寺田典城

字 名	設 定 区 域
雄勝郡羽後町字川原田	雄勝郡羽後町西馬音内字川原田 一の三
	雄勝郡羽後町西馬音内字向下川原 二四の一
	雄勝郡羽後町西馬音内字高畑 三四の三
	雄勝郡羽後町杉宮字草木 三四の一

秋田県告示第九百七十三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年十二月五日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
国立療養所秋田病院	秋田県本荘市石脇字田尻野十八番地	平成十五年十二月一日

秋田県告示第九百七十四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第

百四十二号) 第二条の六第一項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年十二月五日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
齊藤医院	秋田県由利郡象潟町家ノ後四十番地	平成十五年十月三十一日

秋田県告示第九百七十五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年十二月五日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さいとうクリニック	秋田県由利郡象潟町家ノ後四十番地	平成十五年十一月一日

秋田県告示第九百七十六号

次の加入区について漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認めためたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定に基づき、公示する。

平成十五年十二月五日

秋田県知事 寺田典城

八竜町加入区

秋田県告示第九百七十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべ

き事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年十二月五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カルチャータウン横手  
横手市婦気大堤字中田五十九番二ほか
- 二 横手市長の意見  
意見なし
- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要  
意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

横手市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年十二月五日から平成十六年一月五日まで

秋田県告示第九百七十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年十二月五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
琴丘ショッピングセンター  
山本郡琴丘町鹿渡字浜村下七十五番ほか
- 二 琴丘町長の意見  
夜間の照明について、十分な協議がなされるようお願いしたい。
- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要  
意見書の提出なし
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間  
(一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

(二) 琴丘町役場 企画課  
縦覧期間  
平成十五年十二月五日から平成十六年一月五日まで

秋田県告示第九百七十九号

一 道路の区域

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
平成十五年十二月五日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	旧新別		路線名		区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧	新	旧				
一般国道	新	旧	百一 号	百一 号	B	A	B	A
					男鹿市船川港比詰字大沢三三六番一 地先まで	男鹿市船川港比詰字大沢三三六番一 地先まで	男鹿市船川港比詰字大沢三三六番一 地先から字大沢田二〇二番一 まで	男鹿市船川港比詰字大沢三三六番一 地先から字大沢田二〇二番一 まで
一般国道	新	旧	百一 号	百一 号	B	A	B	A
					男鹿市船川港比詰字大沢三五〇番地先から字大沢田二〇二番一 まで	男鹿市船川港比詰字大沢三五〇番地先から字大沢田二〇二番一 まで	男鹿市船川港比詰字大沢三五〇番地先から字大沢田二〇二番一 まで	男鹿市船川港比詰字大沢三五〇番地先から字大沢田二〇二番一 まで

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十五年十二月五日から同月十八日まで

秋田県告示第九百八十号  
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十五年十二月五日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
県道	西山生保内線	仙北郡田沢湖町生保内字駒ヶ岳二番一九四 から二番一六〇まで	

二 供用開始の期日 平成十五年十二月五日  
三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十五年十二月五日から同月十八日まで

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大曲市内小友裏地土地改良区から次のとおり役員<sup>の</sup>の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十二月五日

秋田県知事 寺田典城

一	退任理事の住所及び氏名	寺田典城
	大曲市内小友字荒町七十五番地	寺村俊和
	〃	寺村雅克
	〃	寺村彰浩
	〃	後藤功
	〃	佐藤昌吾
	〃	関口勇
	〃	三浦真一
二	就任理事の住所及び氏名	東海林 堯
	大曲市内小友字館前百二十六番地一	寺村 君雄
	〃	後藤 忠昭
	〃	小松 専一
	〃	佐々木 勇孝
	〃	菅原 喜作
	〃	後藤 テツ
三	退任監事の住所及び氏名	渡辺 昭悦
	大曲市内小友字荒町百二十三番地	菅原 敏巳
	〃	菅原 敏巳
	〃	菅原 敏巳
四	就任監事の住所及び氏名	関口 隆治
	大曲市内小友字関向五十一番地	橋村 重雄
	〃	橋村 重雄
	〃	橋村 重雄
	〃	橋村 重雄

平成十五年十一月二十八日県営土地改良事業（針ヶ岡地区ほ場整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。  
平成十五年十二月五日

秋田県知事 寺田典城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十五年十二月五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
除雪ドーザ（十九トン級） 一台
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十六年三月二十六日（金）
  - (四) 納入場所  
秋田県鹿角地域振興局建設部
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三)(二)(一) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
  - (二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）
- 四 入札説明書の交付方法  
秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年十二月五日（金）から同月十五日（月）までの期間、随時交付する。
- 五 入札執行の日時及び場所  
平成十五年十二月十九日（金）午前十時三十分  
秋田県庁地下一階管財課入札室  
入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十二月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

除雪グレーダ（四メートル級） 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年三月二十六日（金）

(四) 納入場所

秋田県鹿角地域振興局建設部

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。  
(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。  
(四) 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

(二) 入札説明書の交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年十二月五日（金）から同月十五日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年十二月十九日（金）午前十時四十五分

五 秋田県庁地下一階管財課入札室

入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十五年十二月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
ロータリ除雪車(二・二メートル級) 一台
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十六年三月二十六日(金)
  - (四) 納入場所  
秋田県仙北地域振興局建設部
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
  - (二) 入札説明書の交付方法  
秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年十二月五日(金)から同月十五日(月)までの期間、随時交付する。
  - 四 入札執行の日時及び場所  
平成十五年十二月十九日(金) 午前十一時  
秋田県庁地下一階管財課入札室
  - 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十三年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
  - 六 その他
    - (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効  
規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。

秋田県知事 寺 田 典 城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十五年十二月五日

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
特殊浴槽装置 一式
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十六年三月二十二日(月)
  - (四) 納入場所  
秋田県立六郷高等学校
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)  
入札説明書の交付方法
- 秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年十二月五日(金)から同月十五日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十五年十二月十九日(金)午前十一時十五分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効  
規則第六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 選挙管理委員会告示

秋選管告示第百六十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基

つき、次のとおりその要旨を公表する。

平成十五年十二月五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

1 種類 平成15年11月30日までに提出された政治資金規正法第12条第1項の規定による報告書

2 報告書の冊数(平成14年分)



政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額		前年からの繰越額	翌年への繰越額	収入項目別金額の内訳													
		収入総額	支出総額			党・会費		寄附						事業収入	借入金	交付金収入	その他の収入	本年の収入額	
						金額	員数	個人(うち特定寄附)	法人・その他の団体	政治団体	小計(うちあつせんによるもの)	政党匿名寄附							
自由民主党羽後町支部	H15.10.2	円 84,579	円 48,900	円 74,071	円 35,679	円 10,500	人 7	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円 8	円 10,508	
自由民主党仁賀保町支部	H15.10.1	円 1,060,405	円 642,569	円 471,964	円 417,836	円 270,400	人 140	円 288,000				円 288,000					円 30,000	円 41	円 588,441

政治団体の名称			報告年月日	収入・支出の総額		前年からの繰越額	翌年への繰越額	収入項目別金額の内訳											
資金管理団体	届出をした者の氏名	届出に係る公職の種類		収入総額	支出総額			党・会費		寄附						事業収入	借入金		
								金額	員数	個人(うち特定寄附)	法人・その他の団体	政治団体	小計(うちあつせんによるもの)	政党匿名寄附					
小野健一後援会	小野 健一	市議会議員	H15.9.9	円 112,100	円 0	円 112,100	円 112,100	円	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額		前年からの繰越額	翌年への繰越額	収入項目別金額の内訳													
		収入総額	支出総額			党・会費		寄附						事業収入	借入金	交付金収入	その他の収入	本年の収入額	
						金額	員数	個人(うち特定寄附)	法人・その他の団体	政治団体	小計(うちあつせんによるもの)	政党匿名寄附							
岩間善直後援会	H15.9.26	円 0	円 0	円 0	円 0							円 0							円 0
川原誠徳後援会	H15.9.10	円 179,232	円 0	円 179,232	円 179,232							円 0							円 0
國安格典後援会	H15.9.12	円 0	円 0	円 0	円 0							円 0							円 0
さいとう勝後援会	H15.9.18	円 0	円 0	円 0	円 0							円 0							円 0
佐々木長円後援会	H15.9.16	円 0	円 0	円 0	円 0							円 0							円 0
佐々木正信後援会	H15.8.6	円 162	円 0	円 162	円 162							円 0							円 0
佐藤次男後援会	H15.9.17	円 0	円 0	円 0	円 0							円 0							円 0
佐藤時男後援会	H15.8.5	円 3,750	円 0	円 3,750	円 3,750							円 0							円 0
佐藤良一後援会	H15.8.8	円 0	円 0	円 0	円 0							円 0							円 0
杉本ミキ後援会	H15.8.22	円 0	円 0	円 0	円 0							円 0							円 0
鈴木嘉重後援会	H15.8.1	円 55,750	円 0	円 55,750	円 55,750							円 0							円 0
高杉正美後援会	H15.9.11	円 0	円 0	円 0	円 0							円 0							円 0
鷹巣町北林照助後援会	H15.10.1	円 122,956	円 0	円 122,942	円 122,956							円 0						円 14	円 14
高橋一志後援会	H15.9.8	円 758,181	円 0	円 758,181	円 758,181							円 0							円 0
高橋俊雄後援会	H15.10.1	円 400	円 0	円 400	円 400							円 0							円 0
高橋日出夫を励ます会	H15.9.22	円 0	円 0	円 0	円 0							円 0							円 0
田村秀雄後援会	H15.3.24	円 6,500	円 0	円 6,500	円 6,500							円 0							円 0
とみつか俊朗後援会	H15.9.9	円 17,040	円 0	円 17,040	円 17,040							円 0							円 0
成田尚平後援会	H15.10.14	円 0	円 0	円 0	円 0							円 0							円 0
成田進後援会	H15.8.11	円 0	円 0	円 0	円 0							円 0							円 0
西村武後援会	H15.9.24	円 0	円 0	円 0	円 0							円 0							円 0
本間一二三後援会	H15.9.30	円 0	円 0	円 0	円 0							円 0							円 0
柳館一郎を励ます会	H15.9.25	円 0	円 0	円 0	円 0							円 0							円 0
山谷そうじ後援会	H15.9.25	円 0	円 0	円 0	円 0							円 0							円 0

(1) 政党  
ア 本部又は支部から供与された交付金に係る収入の内訳

政治団体の名称	交付金を供与した本部又は支部の名称	金額
自由民主党仁鷹保町支部	自由民主党秋田県支部連合会	30,000

そ の 他

平成十五年十月十九日に実施した宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第十六条の二第一項の規定による秋田県知事の委任に係る平成十五年度宅地建物取引主任者資格試験の結果次の者が合格したので、公告する。  
合格者は五十問中三十五問以上正解の者とする。ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により試験の一部を免除された者は四十五問中三十問以上正解の者とする。

試験問題の正解番号は別表のとおりである。

平成十五年十二月五日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 小野 邦久

受験番号	氏名	受験番号	氏名
〇五〇一〇〇〇六	塚田 三津男	〇五〇一〇一〇九	深谷 毅
〇五〇一〇〇〇八	小川 佳洋	〇五〇一〇一〇四	伊勢谷 太輔
〇五〇一〇〇〇九	皆川 直樹	〇五〇一〇一〇四	三浦 英樹
〇五〇一〇〇一六	鈴木 誠	〇五〇一〇一〇九	佐藤 誠
〇五〇一〇〇二一	斉藤 裕子	〇五〇一〇一五二	四戸 博文
〇五〇一〇〇二七	安田 美穂子	〇五〇一〇一五八	下村 祐美
〇五〇一〇〇四四	石井 喜美子	〇五〇一〇一五九	小番 勝男
〇五〇一〇〇七一	高橋 淳也	〇五〇一〇一六七	大門 喜代造
〇五〇一〇〇七四	佐藤 幸生	〇五〇一〇一七八	浅野 良子
〇五〇一〇〇八三	高橋 成生	〇五〇一〇二〇九	石戸谷 勉
〇五〇一〇〇八四	小玉 直保	〇五〇一〇二〇〇	佐藤 和敬
〇五〇一〇〇九八	豊沢 由秋	〇五〇一〇二〇一	佐藤 和敬
〇五〇一〇〇九九	佐藤 恵美子	〇五〇一〇二〇三	軍司 智之
〇五〇一〇一〇二	木曾 英子	〇五〇一〇二二〇	加賀谷 たか子
〇五〇一〇一〇八	二木 洋子	〇五〇一〇二二三	池田 久夫

〇五〇一〇二二七	板倉 淳子	〇五〇一〇四九一	山田 浩伸
〇五〇一〇二二八	小山田 康弘	〇五〇一〇五〇四	初瀬 俊哉
〇五〇一〇二三一	加賀谷 真希	〇五〇一〇五一一	岸 俊里
〇五〇一〇二三二	栗田 奈央子	〇五〇一〇五四四	伊藤 慶
〇五〇一〇二四九	鈴木 政幸	〇五〇一〇五五八	樋口 久慶
〇五〇一〇二五七	柏谷 健悦	〇五〇一〇五六一	小藤 裕之
〇五〇一〇二七九	石田 聡	〇五〇一〇五六六	工藤 拓
〇五〇一〇二八〇	小玉 高浩	〇五〇一〇五七二	佐藤 豪
〇五〇一〇二八四	星宮 正広	〇五〇一〇五七八	千釜 良介
〇五〇一〇二八九	高橋 直美	〇五〇一〇五九一	長谷部 希
〇五〇一〇二九四	嵯峨 尚仁	〇五〇一〇六一七	佐藤 桂子
〇五〇一〇三〇五	石塚 孝文	〇五〇一〇六二二	日野 清和
〇五〇一〇三〇八	中村 美智子	〇五〇一〇六三二	遠野 直子
〇五〇一〇三一四	本間 博行	〇五〇一〇六三六	金子 雄司
〇五〇一〇三二〇	堀内 牧	〇五〇一〇六四四	佐藤 大起
〇五〇一〇三三〇	松本 康二	〇五〇一〇六四五	斉藤 勝夫
〇五〇一〇三三五	伊藤 卓美	〇五〇一〇六四八	木村 信子
〇五〇一〇三三八	佐藤 武夫	〇五〇一〇六五〇	伊藤 好雄
〇五〇一〇三三九	伊藤 圭一	〇五〇一〇六五七	石川 昭子
〇五〇一〇三四七	伊藤 美保子	〇五〇一〇六七〇	山根 博昭
〇五〇一〇三五五	伊藤 圭一	〇五〇一〇六七八	佐々木 浩文
〇五〇一〇三五六	浅野 典幸	〇五〇一〇六九四	柴田 憲生
〇五〇一〇三六三	石垣 智子	〇五〇一〇七〇九	山田 興平
〇五〇一〇三七八	吉川 陽子	〇五〇一〇七二三	安田 成彦
〇五〇一〇三九一	木村 武晴	〇五〇一〇七二〇	小川 歩
〇五〇一〇四〇七	大久保 弥生	〇五〇一〇七二九	鈴木 周平
〇五〇一〇四二〇	武石 孝二	〇五〇一〇七三〇	鈴木 周平
〇五〇一〇四三一	相場 美樹	〇五〇一〇七五〇	鈴木 周平
〇五〇一〇四三三	小山 美樹	〇五〇一〇七六八	佐藤 正典
〇五〇一〇四三六	村上 靖美	〇五〇一〇七七四	奥山 裕太郎
〇五〇一〇四四二	最上 靖美	〇五〇一〇七七六	村上 裕彦
〇五〇一〇四四三	夏井 洋子	〇五〇一〇七八二	岩澤 克彦
〇五〇一〇四四四	工藤 健一	〇五〇一〇七八三	梅崎 由香
〇五〇一〇四四五	高橋 義孝	〇五〇一〇七八八	川辺 良子
〇五〇一〇四五二	久保 貴志	〇五〇一〇七九二	長野 かおり
〇五〇一〇四八八	和田 宗倫	〇五〇一〇八〇七	奈良 千尋

○ ○ ○ ○ ○  
 五 五 五 五 五  
 ○ ○ ○ ○ ○  
 一 一 一 一 一  
 ○ ○ ○ ○ ○  
 八 八 八 八 八  
 五 五 四 二 一  
 六 〇 八 九 四

大 小 佐 對 稻  
 野 原 々 木 馬 葉  
 雄 純 葉 加 利  
 介 子 子 織 美

○ ○ ○ ○ ○  
 五 五 五 五 五  
 ○ ○ ○ ○ ○  
 一 一 一 一 一  
 五 五 ○ ○ ○  
 ○ ○ ○ ○ ○  
 四 一 五 六 九

深 菊 佐 遊 金  
 澤 池 藤 佐 谷  
 正 大 春  
 功 剛 典 祐 美

別 表

問 1	問 2	問 3	問 4	問 5	問 6	問 7	問 8	問 9	問 10
3	4	3	1	4	2	1	4	3	2
問 11	問 12	問 13	問 14	問 15	問 16	問 17	問 18	問 19	問 20
2	1	4	3	2	3	1	1	3	4
問 21	問 22	問 23	問 24	問 25	問 26	問 27	問 28	問 29	問 30
2	2	4	2	1	3	4	3	1	3
問 31	問 32	問 33	問 34	問 35	問 36	問 37	問 38	問 39	問 40
4	3	2	1	4	1	3	2	1	4
問 41	問 42	問 43	問 44	問 45	問 46	問 47	問 48	問 49	問 50
1	3	4	1	3	2	4	4	2	2

購読料金 一月三千五百円

発行所 秋田県 秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田株式会社  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 電話(0862)876600  
 E-mail:matsubar@matubaransatsu.co.jp  
 FAX(0863)000055

